

東三河ビジョン協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 地域づくりの主体となる市町村、民間組織等及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各種地域振興施策について協議を行う場として、東三河ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第 2 条 協議会は次の委員により構成する。

市 町 村 東三河地域の市町村長

民間組織等 別表に掲げる者

愛 知 県 東三河担当副知事、東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長

（協議事項）

第 3 条 協議会においては、委員から協議の求めがあった次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 東三河地域の振興に向けたビジョンの策定・推進に関すること。
- (2) 東三河地域の振興に向けた各種連携方策に関すること。
- (3) その他東三河地域の振興にかかる重要事項に関すること。

（座長等）

第 4 条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、委員の互選により選出する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 協議会の委員は、必要に応じて、座長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 座長は、東三河地域選出の県議会議員に会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員及び東三河地域選出の県議会議員以外の者に会議への出席又は意見を求めることができる。

（企画委員会）

第 6 条 第 3 条の協議事項に関連して、実務的・専門的な見地から検討するため、協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、別に定める。

（会議の公開）

第 7 条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合
- (2) 会議を公開することにより協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、協議会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をした場合（協議の結果の尊重）

第 8 条 協議会において協議が調った事項については、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第 9 条 協議会の事務局は、東三河総局企画調整部企画調整課内に置く。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 日から施行する。

別表

氏 名	所 属 等
岡田 安生	蒲安市観光協会副会長
榎 佳之	国立大学法人豊橋技術科学大学学長
佐藤 元彦	愛知大学学長・理事長
白井 良始	豊橋農業協同組合代表理事組合長
田村 幹洋	社団法人東三河ビジョンフォーラム理事長
戸田 敏行	愛知大学地域政策学部教授
藤井智香子	稲美会代表
吉川 一弘	豊橋商工会議所会頭

（※五十音順・敬称略）

東三河ビジョン協議会について

東三河ビジョン協議会

東三河の将来ビジョン及び振興施策の推進等について、市町村・民間組織等・県の三者により協議

○ 市町村・民間組織等

地元市町村長（8名）

- ・豊橋市長 佐原 光一
- ・豊川市長 山脇 実
- ・蒲郡市長 稲葉 正吉
- ・新城市長 穂積 亮次
- ・田原市長 鈴木 克幸
- ・設楽町長 横山 光明
- ・東栄町長 尾林 克時
- ・豊根村長 伊藤 実

+

主要分野の民間組織等代表者、地元有識者（前アドバイザーボードメンバー8名）

- ・岡田 安生 蒲郡市観光協会副会長《観光業界》
- ・榊 佳之 豊橋技術科学大学学長《大学関係者》
- ・佐藤 元彦 愛知大学学長・理事長《大学関係者》
- ・白井 良始 豊橋農業協同組合代表理事組合長《農業団体》
- ・田村 幹洋 (社)奥三河ビジョンフォーラム理事長《地域づくり関係者》
- ・戸田 敏行 愛知大学地域政策学部教授《地域づくり関係者》
- ・藤井智香子 稲美会代表《地域づくり関係者》
- ・吉川 一弘 豊橋商工会議所会頭《経済界》

○ 県 側 東三河担当副知事、東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長

※協議内容等を踏まえ、分野別会議の開催やメンバーの追加など柔軟に運営

○ オブザーバー 地元選出の県議会議員（11名）

東三河ビジョン協議会 企画委員会（実務者レベル）

東三河振興ビジョンの策定・推進に向けて、市町村や各分野の実務者を『企画委員』とし、実務的・専門的な見地から検討（※検討内容等を踏まえ、全体会議のほかに分野別会議の開催やメンバーの追加など柔軟に運営）

○ 県・市町村 …… 市町村企画担当部課長等、県東三河総局企画調整部長等

○ 民間組織等 …… 東三河地域の振興に向けて必要な関係分野の実務者

例) 地元経済界、大学、農林水産業、観光、産学行政、山村振興、伝統文化など

東三河振興ビジョンについて

資料 3

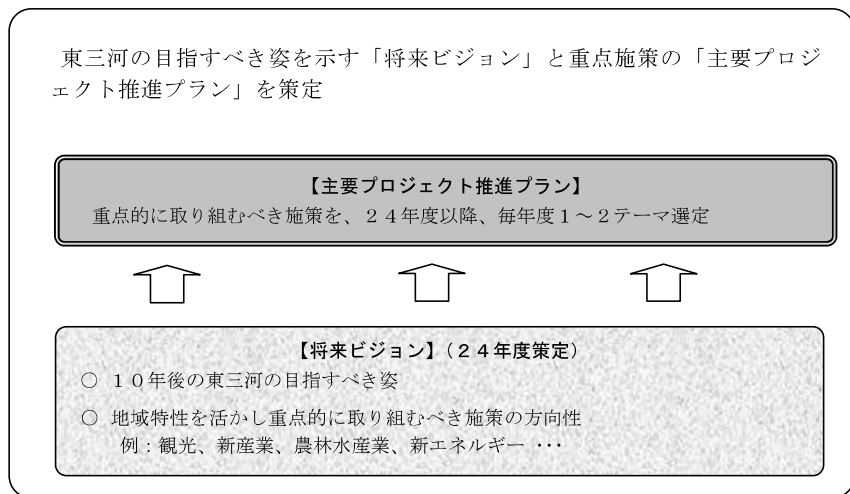
1 概要

(1) 将来ビジョン

観光、新産業、農林水産業、新エネルギーなど、東三河の持つ地域特性を活かし重点的に取り組むべき施策の方向性を示しながら、東三河の目指すべき姿を明らかにする「将来ビジョン」を24年度に策定

(2) 主要プロジェクト推進プラン

「将来ビジョン」に掲げた重点的に取り組むべき施策の中から、毎年度、テーマを選定し、推進プランを策定するとともに先導的事業を実施（24年度 1テーマ）



予算：東三河振興ビジョン策定費（14百万円）

(3) スケジュール骨子

項目	検討スケジュール
将来ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月（骨子とりまとめ） ● 11月（中間とりまとめ）→パブリックコメント ● 25年2月（最終案とりまとめ）
主要プロジェクト推進プラン	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月（24年度テーマ選定）→先導的事業の実施 ● 7月（骨子とりまとめ） ● 11月（中間とりまとめ） ● 25年2月（最終案とりまとめ、25年度テーマ選定）

※企画委員会は、検討の進捗等にあわせて随時開催

2 24年度に東三河県庁が新たに取り組む主な事業（参考）

地域の課題に対応するための各種振興施策	施策の概要
東三河木材供給システム構築事業費（6百万円） 【新城設楽農林水産事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・奥三河地域の特徴である急傾斜地に対応した作業システム構築のため、先進県より技術者を招いて、高性能林業機械を使用した現地研修会や意見交換会を開催 ・中間コストを抑えるための新しい県産木材供給システムである協定取引の拡大を図るため、需要動向調査などの情報提供や研修を実施
三河港利用促進・競争力強化事業費（5百万円） 【三河港務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・完成自動車、コンテナ貨物等に関する将来動向や航路構築可能性などの調査を実施し、三河港のポートセールス戦略の構築を図るための施策を検討
奥三河地域情報発信事業費（4百万円） 【東三河総局新城設楽振興事務所】	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体や関係団体等からなる「奥三河プロモーションボード」を設置し、奥三河地域のブランド化や地域資源の洗い出しを実施 ・プロモーションボードでの検討内容を反映した地域情報冊子を作成し、都市部で開催するプロモーションイベントで配布
東三河地域産業連携推進事業費（5百万円） 【東三河総局】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、商工会議所などで構成する東三河地域産業連携推進会議を設置 ・新産業分野進出を目指す企業のためのシンポジウムを開催 ・新商品や新技術の創出を支援するための研究会を開催

東三河県庁ポータルサイトの愛称について

【応募期間】

平成24年4月2日（月）から4月20日（金）まで

【応募状況】

122件（うち同一名称を除いた件数：117件）

※参考：東三河県庁ポータルサイトアクセス総数

6,762件（ポータルサイト開設の4月2日から4月20日までの19日間）

【愛称案】

穂っとネット東三河（ほっとねっとひがしみかわ）

理由：①古代国郡制施行以前、現在の愛知県東部にあったと言われる「穂国」にちなんだ名称であること。

②東三河が「ほっと」できる地域であることや、本ポータルサイトからホット（HOT）な情報や、ほっとできる話題を提供していくことがイメージできること。

③東三河を表す言葉が入っていること。